建設工事現場一斉監督を実施しました

～監督結果の概要～　神奈川労働局安全課

本年の建設業の死亡災害急増を受け、神奈川労働局及び神奈川労働局管内の労働基準監督署(全１２署)は、令和５年１０月２日から同月 20 日にかけて、合同で建設工事現場一斉監督を実施しました。その結果を取りまとめましたので公表します(次頁)。

以下の写真は、一斉監督における各署幹部による臨検監督の状況を撮影したものです。

配筋作業の状況及び昇降設備の確認を行う横浜南署署長ほか

墜落危険箇所の確認を行う鶴見署副署長

脚立及び型枠支保工の確認を行う川崎南署副署長

手すり・中さん・幅木等の確認を行う川崎北署署長

物品の落下防止対策の確認を行う横須賀署署長

通路上の支障物の確認を行う横浜北署副署長

トラックの荷台への昇降設備(令和５年 10 月施行の改正に関連)の確認を行う平塚署署長

墜落危険箇所の確認を行う藤沢署副署長

現場の安全掲示板の掲示内容の確認を行う小田原署署長ほか

躯体内部での高所作業及び足場の確認を行う厚木署署長

作業通路及び土止めの確認を行う相模原署署長

足場の手すり等の確認を行う横浜西署副署長

【建設工事現場一斉監督の結果概要】

１　監督指導結果概要

（１）臨検監督実施現場数　　１４５現場

（現場の内訳…建築：９９、土木：１０、解体：５、その他（修繕等）：３１）

（２）違反現場数　　８３現場

（３）違反率　　５７．２％

２　違反項目

（１）元方事業者等の安全管理に関する違反	６６現場
（２）足場、通路、昇降設備等の構造、点検等に関する違反	３４現場
（３）墜落・転落防止措置の未実施に関する違反	２２現場
（４）建設機械作業に関する違反	９現場
（５）型枠支保工の作業に関する違反	９現場
（６）クレーン作業に関する違反	７現場
（７）電気機械器具の管理等に関する違反	７現場
（８）その他の違反	１１現場

３　違反事例の特徴等

（１）元方事業者等の安全管理に関する違反

協力会社数、現場入場者数が増加する時期において、複数の会社の作業員が使用する開口部(荷の取込口等)、足場、架設通路の手すり等が取り外された状態のままになっていた。

（２）足場、通路、昇降設備等の構造、点検等に関する違反

足場の最上層や躯体内部の足場において、足場板間の隙間が広い、手すり・中さんが未設置又は取り外された状態となっていた。

足場の点検を行っていなかった(令和５年10月施行の改正に関連)。

（３）墜落・転落防止措置の未実施に関する違反

基礎工事中、掘削底部から地上までの高さが２m以上あるにもかかわらず、手すり、親綱の設置等の墜落防止措置や昇降設備の設置を行っていなかった。

躯体と足場の間を行き来していた者がいたが、手すりを乗り越えるなど墜落の危険があり、通路(渡り)が未設置であった。

墜落制止用器具を使用せずに鉄骨上で作業していた。

（４）建設機械作業に関する違反

作業計画を立案し、関係する作業員に周知していなかった。

（５）型枠支保工の作業に関する違反

組立図を作成せずに型枠支保工を組み立てていた。

パイプサポート(型枠の支柱)の台板の釘止め等滑動防止を行っていなかった。

（６）クレーン作業に関する違反

旋回するとカウンターウエイトに激突する位置に労働者が立ち入っていた。

移動式クレーンのアウトリガーを完全に張り出していなかった。

（７）電気機械器具の管理等に関する違反

屋外作業において、漏電遮断装置のない電工ドラムを使用していた。

カバーのない吊り下げ電灯を使用していた。

分電盤の充電部分が露出していた。

（８）その他の違反

修繕工事において石綿含有建材の事前調査を行っていなかった。

雨水が溜まる地下ピット等(酸欠危険場所)において、酸素濃度測定、立入禁止措置を行っていなかった。

神奈川労働局では、以上の監督指導結果を踏まえ、引き続き建設業における労働災害防止対策を推進していくこととしています。